

# 御園公園跡地有効活用事業提案競技

## 事業者募集要項

平成16年12月27日

尼 崎 市



## 1. 御園公園跡地有効活用事業の趣旨

阪神尼崎駅周辺地域は、古くから開け、都市機能が集積した地域であり、本市の顔、都心として位置付けられています。これまで、シビックゾーン構想や都市拠点整備基本計画に基づき、高度な都市機能を持つまちづくりを推進し、阪神尼崎駅周辺を広域中枢都心として整備することを目標に、多機能交流機能や広場、交通結節点機能の整備、歴史文化ゾーンの景観保全や修景整備を進めてきました。近年の社会経済状況の急激な変化や阪神・淡路大震災などの影響により、計画を取り巻く背景に変化が生じておりますが、阪神電気鉄道西大阪線の延伸事業はその一例であり、都心としての新たな魅力も生じています。

そうしたまちづくりの一環として、御園公園跡地有効活用事業として駅前と歴史文化ゾーンとを結ぶ位置にある開明小学校跡地の一部を「開明中公園」として整備し、「御園公園」については廃止することになりました。廃止後の御園公園跡地は、本市の顔としてふさわしい駅前となるように、民間活力を生かした活用を目指して、売却することになりました。

今回実施する提案競技は、阪神尼崎駅周辺の将来展望も視野に入れたふさわしい駅前になるような廃止後の御園公園跡地の開発計画についての提案を募り、最も優れた計画の提案をした事業者に当該土地を売却しようとするものです。

事業者の皆さまには御園公園跡地有効活用事業の趣旨をご理解いただき、本提案競技に積極的に応募していただきますよう、お願い申し上げます。

## 2. 提案競技の概要

- (1) 提案競技名称 御園公園跡地有効活用事業提案競技
- (2) 提案競技内容 別途定める開発条件等に基づき提案した開発計画を実施するために、当該土地を取得する事業者の募集
- (3) 売却対象地 兵庫県尼崎市御園町27番3 (阪神尼崎駅南西約100m 旧御園公園の跡地)
- (4) 売却対象面積 3,258.76㎡ (実測面積)
- (5) 売却時の地目 公園
- (6) 最低売却価格 1,300,000,000円
- (7) 最優秀提案者の選定方法

別途定める審査基準に基づき、計画内容と買受希望価格を総合的に評価して最優秀提案者を選定します。その後、最優秀提案者と計画内容等の詳細条件等について協議、調整し、事業予定者として本事業にかかる契約を締結します。

### (8) スケジュール

①募集要項の配布	平成16年12月27日(月)
②説明会の開催	平成17年 1月11日(火)・12日(水)
③応募登録書・質疑書の受付	平成17年 1月13日(木)・14日(金)
④質疑への回答	平成17年 1月20日(木)
⑤応募図書の提出日	平成17年 2月14日(月)
⑥ヒアリング	平成17年 2月中旬(予定)
⑦最優秀提案者の発表	平成17年 3月中旬(予定)
⑧最優秀提案者との協議	平成17年 3月中旬～下旬(予定)
⑨本事業にかかる契約の締結・買受代金納入	平成17年 3月31日(木)まで (買受代金支払確認後に土地所有権を移転登記)

### (9) 事務局(問い合わせ先)

尼崎市 企画財政局 行政経営推進室 公共施設再配置計画担当(担当:田尻、鄭)

TEL 06-6489-6123

FAX 06-6489-6793

Eメール ama-koukyou-sisetu@city.amagasaki.hyogo.jp

## 3. 阪神間都市計画公園の変更の手続き

御園公園にかかる阪神間都市計画公園の変更については、平成16年12月24日(金)に都市計画審議会が開催され、原案どおり可決されており、変更の告示は1月中旬に行う予定です。

#### 4. 応募者の資格

- (1) 応募者は、法人に限るものとし、下記の①から⑦までの要件をすべて備えていることが必要です。  
なお、複数の法人が共同で応募する場合は、①から③までは構成員全体で、④については土地所有者となる構成員において、⑤から⑦についてはすべての構成員が要件を備えていることが必要です。  
また、一つの法人が複数の応募をすることはできません。(※)
- ①応募者自ら土地を取得し、活用すること（土地所有者と建物所有者が異なることとなる場合及び不動産を共有する場合は、すべての法人を構成員としてください。）
  - ②土地取得や開発事業の実施に必要な知識、経験、資格、技術力、資金、及び信用を備えている者
  - ③当該土地周辺の状況をよく理解し、地域に貢献する土地活用を行う者
  - ④平成17年3月31日（木）までに土地買受代金の支払いが可能である者
  - ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
  - ⑥法人税、消費税を滞納していない者
  - ⑦都道府県税・市町村税を滞納していない者
- (2) 応募者は、平成17年1月11日（火）又は12日（水）の本事業の説明会に出席しなければならないものとします。

※共同で応募する場合は、土地を所有する構成員の中から代表法人を定めておいてください。

## 5. 募集の手順

### (1) 募集要項の配布

- ・配布期間：平成16年12月27日（月）から平成17年1月7日（金）まで  
（12月29日（水）から1月3日（月）までは除く）  
午前9時から午後5時まで
- ・配布場所：市役所北館2階 行政経営推進室 公共施設再配置計画担当  
※募集要項は尼崎市のホームページにも掲載しています。  
(<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>)

### (2) 説明会の開催

- ・開催日：平成17年1月11日（火）及び12日（水）
- ・場所：中央地区会館（サンビック尼崎：西御園町93 阪神尼崎駅徒歩5分 付図参照）
- ・応募者は事務局が指定する日時の説明会に必ず出席してください。（応募要件となります）
- ・説明会に出席する方は、所定の様式（様式1）に必要事項を記入して、1月7日（金）午後3時までに、事務局宛にFAX又はEメールにて送信してください。  
（電話で着信確認を必ず行ってください。）
- ・出席していただく説明会の日時は、1月7日（金）午後5時までに事務局から通知します。

### (3) 応募登録書・質疑書の受付

- ・受付期間：平成17年1月13日（木）から14日（金）までのいずれも午後5時まで（必着）
- ・応募登録書は、所定の様式（様式2）に必要事項を記入して、持参又は郵送、FAX、Eメールで事務局に送信してください。FAX、Eメールで送信した場合は、電話で着信確認を必ず行うとともに、速やかに捺印した正本を郵送等で送付してください。
- ・本提案競技に関して質疑のある応募者は、上記の受付期間内に、所定の様式（様式3）に必要事項を記入して、持参又はFAX、Eメールにて事務局に送信してください。
- ・電話等による口頭での質問はお受けしません。

### (4) 質疑への回答

- ・回答予定日：平成17年1月20日（木）
- ・すべての応募登録書提出者に、すべての質問に対する回答書をFAX又はEメールにて送信します。

### (5) 応募図書の提出

- ・提出日時：平成17年2月14日（月） 午前9時から午後4時まで
- ・提出先：市役所北館4階 行政経営推進室 公共施設再配置計画担当  
（公共施設再配置計画担当は1月下旬に場所が変わります。）
- ・本要項に規定する所定の図書、部数を揃えて、必ず持参により提出してください。郵送、FAX、Eメールでの提出は受け付けません。（応募図書は6ページを参照してください。）  
※応募図書の提出を辞退する場合は、応募図書提出日までに、所定の様式（様式7）で応募辞退届を提出してください。

(6) ヒアリング

- ・応募者からの提出書類に関して説明を求めます。
- ・共同で応募する場合は、各構成員の法人から1人以上出席してください。
- ・なお構成員でない建築設計事務所担当者からの説明も認めます。
- ・ヒアリングは平成17年2月中旬に実施する予定です。実施日時や実施方法は、応募図書の提出時に通知します。なお、応募登録数によっては、ヒアリング対象者を絞り込む場合があります。

(7) 最優秀提案者の決定

- ・平成17年3月中旬頃に決定する予定です。審査結果はすべての応募図書提出者に書面にて通知します。  
(共同で応募する場合は代表法人に通知します。)
- ・審査講評、審査結果は公表しますが、審査に対する質問や異議には応じません。
- ・次点の応募者を優秀提案者として選定します。

(8) 最優秀提案者との協議

- ・平成17年3月下旬までに尼崎市と最優秀提案者が協議し、提案内容や契約内容に関する調整を行います。最優秀提案者が何らかの理由で契約できなくなった場合には、優秀提案者と協議します。

(9) 本事業にかかる契約の締結・買受代金納入

- ・契約の当事者は、当該土地の所有者（建物表示登記時の表題部所有者と異なる場合は、当該表題部所有者を含む。）になります。
- ・協議が整い次第、平成17年3月31日（木）までに、本事業にかかる契約を締結します。
- ・平成17年3月31日（木）までに尼崎市が入金を確認できるように、買受代金を現金で全額納入してください。
- ・買受代金の支払いが確認された後に所有権移転及び買戻特約を登記します。
- ・契約書作成に要する費用及び登記（買戻特約抹消登記を含む。）にかかる登録免許税は買受人の負担とします。

(10) 買戻

- ・市が合意した開発計画とは異なる計画がなされ、その修正が不可能であると市が判断した場合及び合意した開発計画とは異なる建築がなされると市が判断した場合等、本事業の主旨を逸脱する恐れがあると認められるときは、当該土地において買戻を行います。

## 6. 応募図書

応募の際には、所定の様式により、必要部数を揃えて提出してください。

(1) 応募申込書（様式4） 1部

※共同で応募する場合は、土地を所有する構成員の中から代表法人を定めておいてください。

(2) 構成員調書（様式5） 1部

※構成員1法人ごとに1部ずつ作成してください。

※共同で応募する場合のみ提出してください。

(3) 応募者に関する資料 正本1部 副本1部（コピーで可）

（共同で応募する場合は、すべての構成員の資料を提出してください。）

①法人登記簿謄本（当該法人の現状に合致したもの）

②法人の定款

③法人概要書（様式自由 企業の事業実績・概要等が分かる案内パンフレット等）

④事業実績に関する調書（様式自由 今回提案する土地活用に関する事業実績を中心に、  
A4版に簡潔に整理してください。）

⑤過去3期分の決算報告書

⑥納税証明書（国税、都道府県税、市町村税の過去3年間分）

⑦法人代表者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）

⑧代表者の資格証明書

(4) 有効活用提案書（様式自由） 12部

※様式は特に定めませんが、すべての書類はA1判までの大きさと作成し、A3判ファイル折りで1冊に綴じてください。

※表紙には、応募者の名称（共同で応募する場合は代表者）を明記してください。

※図面等の縮尺は200分の1とします。できるだけ詳細に表現してください。

①提案趣旨書（土地活用や施設計画の基本方針を総括的に記載してください。）

②施設計画書

(ア)施設内容説明書

(イ)敷地利用・配置計画図

(ウ)動線計画図

(エ)各階平面図（1階平面図には外構計画も記載してください。）

(オ)立面図（東西南北の各方向からの4面を記載してください。）

(カ)断面図（指定断面（付図参照）＋任意の断面2面の合計3面を記載してください。）

（断面図には、隣接道路や周囲の建物・高架等の概ねの形状も表現してください。）

(キ)イメージスケッチ

（敷地全体及び周囲の道路・建物・鉄道等が概ね分かる着色図を2面作成してください。）

(ク)地域の活性化への貢献に関する説明書

(ケ)地域環境や景観計画に関する説明書

### ③事業計画書

(7)事業執行体制説明書（土地建物所有者、工事施工者、施設管理者、建物利用者、入居テナント等について、決定している範囲でできるだけ明確に記載してください。）

(4)土地建物権利計画書（平成27年3月までの当該土地の土地建物にかかる所有権やその他の権利設定計画を記載してください。）

(7)事業スケジュール（平成17年4月から施設の供用開始までの施工計画等について記載してください。）

(5)施設管理運営計画書（誰がどのように施設の管理・運営を行うかを記載してください。）

(4)事業収支計画書（概算事業費、資金調達計画、施設供用開始後10年後程度までの収支計画等を記載してください。）

### (5) 買受希望価格見積書（様式6） 1部

（最低売却価格以上の金額を記載してください。）

※1の応募者につき1つの提案とします。

※応募にかかる一切の費用については、すべて応募者の負担とします。

※応募書類は返却しません。

※応募図書にかかる著作権は各応募者に帰属しますが、情報公開等の必要性から、提案内容を公表する場合があります。

## 7. 売却対象地

### (1) 売却対象地

- ・兵庫県尼崎市御園町27番3（阪神尼崎駅 南西約100m）

### (2) 売却対象面積

- ・3,258.76㎡（実測面積）

### (3) 売却時の地目

- ・公園

### (4) 地域地区

- ・市街化区域 商業地域（都市計画法）
- ・都心商業業務特別用途地区（尼崎市条例）

（工場、自動車教習所・畜舎、ぱちんこ屋・マージャン屋・ゲームセンターの類、倉庫業の倉庫、個室付浴場の類の用途の建築物の建築は禁止されています。）

※現在は準防火地域ですが、防火地域への変更に向けた手続きを実施しており、土地売却までには変更される予定です。

### (5) 建ぺい率／容積率 80％／600％

### (6) 現在の土地の状況

- ・現在は御園公園として都市計画決定されていますが、阪神間都市計画公園の変更については、平成16年12月24日（金）に都市計画審議会が開催され、原案どおり可決されており、変更の告示は、1月中旬に行う予定です。
- ・現在は駐輪場等、小公園・遊歩道として利用されています。

### (7) 接道の状況

- ・東側は幅員24mの道路（幅員6m道路敷＋幅員18m都市計画道路（整備済））に接しており、道路の反対側は駅前広場です。
- ・南側及び西側は幅員12mの都市計画道路（整備済）に接しています。
- ・北側は幅員6mの市道に接しています。なお、市道の反対側は鉄道敷です

### (8) 供給処理施設の状況

- ・上水道（尼崎市）、下水道（尼崎市）、電気（関西電力）、都市ガス（大阪ガス）等は、周囲の道路からの引き込みが可能です。（引き込み方法については各事業者と協議してください。）

### (9) 埋蔵文化財

- ・当該土地は、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地には指定されていません。

### (10) 土壌汚染

- ・当該土地は、土壌汚染対策法に基づく指定区域には指定されていません。

### (11) 地下埋設物

- ・当該土地下には、軽微な水道引込管程度は存在しますが、重要な埋設物は存在しません。

### (12) その他

- ・当該土地内には駐輪場施設の工作物、植栽、歩道、簡易な水道管等が存在します。土地売却の際には現状有姿での引渡しになりますので、買受者の負担により撤去・整地を行ってください。

※敷地図・画地図は、説明会の際に提供します。

## 8. 開発条件等

当該土地の開発、土地利用に際しては、下記の条件を遵守及び配慮してください。

- (1) 関係法令（尼崎市の条例を含む。）の遵守
  - ・当該土地における開発事業に関し、適用される関係法令は遵守してください。
- (2) 着工期日
  - ・原則として、土地取得後2年以内に着工してください。
- (3) 土地利用の方針
  - ・当該土地は、阪神尼崎駅前の利便性の高い場所に位置しています。このため、尼崎市の都心としてふさわしい賑わいを創出し、地域に貢献する計画内容としてください。
  - ・商業系の用途とする場合は、近隣商店街への配慮を十分に行ってください。
  - ・住宅を整備する場合には、良好な居住環境を確保するように努めてください。
  - ・なお、風俗営業等にかかわる土地活用を一切認めません。
- (4) 敷地の一体的な利用
  - ・当該土地は分割せずに、一体的に活用してください。
- (5) 長期的に安定した土地・建物利用
  - ・本事業の土地活用については、短期的、暫定的な利用ではなく、長期的に安定した土地・建物利用の事業を実施してください。
- (6) 敷地内通路の整備
  - ・敷地東側、北側及び西側の3面は、敷地境界から幅員2m以上、敷地南側は敷地境界から幅員3m以上を、一般の歩行者も通行できる空間として確保してください。
- (7) 地域の街並みや景観への配慮
  - ・当該土地は阪神尼崎駅駅前広場に接する一方で、南側は寺院が集積する歴史的な地域であり、本市でも代表的な景観であるため、この点を十分に配慮した提案を行ってください。
- (8) ユニバーサルデザイン、環境、防災、防犯への配慮
  - ・整備後の敷地内や施設は、ユニバーサルデザイン、緑化推進や省エネルギーなどの環境及び防災、防犯に関し、法規以上のできるだけ高い水準にて整備してください。
- (9) 周辺の既存建築物への配慮
  - ・当該土地の南側及び西側には、道路を挟んでマンション等の既存建築物が立地しています。これらの既存建築物の環境等への影響にもできるだけ配慮してください。
- (10) 阪神電気鉄道西大阪線延伸に伴う影響
  - ・阪神電気鉄道西大阪線の難波延伸により、近畿日本鉄道との相互直通運転が平成21年から予定されています。これに伴い、阪神尼崎駅及び当該土地北側の留置線付近の工事が今後も行われるとともに、延伸線開業後には運行列車本数や、留置線出入庫本数が増加するため、環境条件が現状と変化することになります。
  - ・上記の影響も十分に踏まえて土地活用を行うとともに、分譲事業・賃貸事業として活用する場合には、この点を当該土地に建設される建築物の最終的な所有者に十分に説明してください。

- ・また、当該土地における工事については、阪神線の鉄道運行にも影響を及ぼす可能性があるため、工事方法等について、事前に阪神電鉄と協議を行ってください。

※阪神西大阪線延伸に伴う工事等の内容については、説明会の際にお知らせします。

(11) その他

- ・尼崎市の求めに応じて関係部局との協議を行ってください。
- ・本事業にかかる契約後においても、尼崎市の求めに応じ、計画や施工に関する協議や調整を行うとともに、近隣等への説明は買受者の責任において十分に実施してください。
- ・宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書等の書面は特に交付しません。本要項の記載及び説明会における説明に留意してください。

※尼崎市の条例・規則等については、尼崎市ホームページに掲載しています。

## 9. 審査の方法

### (1) 審査方法

- ・学識経験者等及び市職員により審査委員会を組織し、審査を行います。  
(委員の氏名は、審査結果の発表時に公表します)
- ・審査は、提出された応募図書とヒアリングをもとに実施します。
- ・次の審査項目ごとの基準に従い採点し、総合点の最も高い応募者を最優秀提案者とします。

### (2) 審査項目と配点

項 目	配 点
A. 定性的項目	60点
①計画内容に関すること	
(ア) 施設内容	10点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心にふさわしく、賑わいづくりに貢献する内容であること</li> <li>・地域の活性化やイメージアップに寄与する内容であること</li> <li>・尼崎市民や周辺地域住民への貢献性が高い内容であること</li> <li>・地域の環境や風紀を阻害しない非住宅用途を含むこと</li> <li>・風俗営業等としての活用は一切認めない</li> </ul>	
(イ) 建築計画・外構計画	10点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾーニングや動線計画が適切な建築配置・敷地利用計画であること</li> <li>・地域の環境に配慮した、優れた景観・デザインであること</li> <li>・道路や外部空間との関係に配慮した計画であること</li> <li>・ユニバーサルデザイン、環境、防災、防犯等に配慮されていること</li> </ul>	
②事業内容に関すること	
(ア) 事業計画・スケジュール	10点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画・工程計画が適切であること</li> <li>・提案内容による事業実現の確実性が高いこと</li> <li>・適切な管理運営計画が長期的に立案されていること</li> <li>・当該土地にかかる土地建物の権利形態や権利関係が適切であること</li> </ul>	
(イ) 事業遂行能力	10点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に向けた適切な実施体制が構築されていること</li> <li>・経営が健全に行われている法人であること</li> <li>・提案事業に関する同種・類似事業の実績が豊富であること</li> <li>・本事業にかかる資金調達の確実性が高いこと</li> </ul>	
③総合評価	20点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の全体的なバランスが適切であること</li> <li>・提案に企画力・独自性があること</li> <li>・尼崎市政への貢献や周辺まちづくりへの波及効果等が期待できること</li> <li>・市財政に資する計画であること</li> <li>・事業の実施に対する熱心さや誠実さが感じられること</li> </ul>	
B. 定量的項目	40点
①買受希望価格	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低売却価格以上であり、かつ、できるだけ高額であること</li> <li>・採点方法 ⇒ (当該提案者の希望価格 / 全体の最高希望価格)<sup>2</sup> × 40点</li> </ul>	

## 10. 本事業にかかる契約における特記事項

最優秀提案者と締結する本事業にかかる契約においては、下記の特記事項を記載します。

- (1) 事業実施における提案内容の遵守
- (2) 事業スケジュールの遵守
- (3) 現状有姿による土地の引渡し、現存工作物等の撤去費用の買受者負担
- (4) 平成27年3月までは提案書に記載された以外の所有権移転、権利設定等の禁止
- (5) 買受者の責任による近隣調整・説明の義務
- (6) 平成27年3月までは尼崎市の求めに応じた報告・協議の義務
- (7) 契約書作成に関する費用の買受者負担
- (8) 所有権移転登記費用等の買受者負担
- (9) 契約違反時の違約金の設定（土地売買代金、契約費用相当額）及び買戻時の違約金との相殺
- (10) 所有権移転登記と同時に買戻特約の登記を行い、建物表示登記時点での買戻特約登記の抹消
- (11) 当該土地上にある駐輪場の移転に期間を要するため、土地の引渡しは平成17年5月中を予定しています。

(様式1)

御園公園跡地有効活用事業提案競技  
説明会参加申込書

平成17年1月 日

尼崎市長 白井 文様

説明会 参加者名	(法人名)	
	(所属部署)	(参加者名) 他 名
	(所在地) 〒	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(電子メールアドレス)	

複数の法人から参加する場合は、下記にも記入してください。

その他の 説明会 参加者名	(法人名)	
	(所属部署)	(参加者名) 他 名
	(法人名)	
	(所属部署)	(参加者名) 他 名
	(法人名)	
	(所属部署)	(参加者名) 他 名
	(法人名)	
	(所属部署)	(参加者名) 他 名

## 御園公園跡地有効活用事業提案競技

## 応募登録書

平成17年1月 日

尼崎市長 白井 文 様

本事業の募集要項の内容に基づき、応募者として登録します。

応募者名 (代表法人)	(法人名)	
	(代表者)	印
	(所在地) 〒	
	(電話番号)	

※共同で応募する場合は、土地を所有する構成員の中から代表法人を定めておいてください。

※法人代表者印は、印鑑証明と同じ印鑑を捺印してください。(印鑑証明書の提出は不要です。)

予定される 構成員	(法人名)	
	(法人名)	
	(法人名)	
	(法人名)	

※登録時点で予定している法人を記入してください。

応募図書提出時に変更があった場合は、本書類を訂正(差替)してください。

連絡担当者	(法人名)	
	(所属部署)	(担当者名)
	(所在地) 〒	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(電子メールアドレス)	



(様式4)

御園公園跡地有効活用事業提案競技

応 募 申 込 書

平成17年2月 日

尼崎市長 白 井 文 様

本事業の募集要項の内容に基づき、応募函書を提出します。

応募者名 (代表法人)	(法人名)
	(代表者) <span style="float: right;">印</span>
	(所在地) 〒
	(電話番号)

代表法人を除く構成員数 (提出している構成員調書の枚数)	
---------------------------------	--

※法人代表者印は、印鑑証明と同じ印を捺印し、印鑑証明書及び代表者資格証明書も提出してください。

代表法人の 連絡担当者	(所属部署)	(担当者名)
	(所在地) 〒	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(電子メールアドレス)	

## 御園公園跡地有効活用事業提案競技

## 構 成 員 調 書

平成17年2月 日

尼崎市長 白 井 文 様

下記の法人を構成員とします。

応募者名 (代表法人)	(法人名)
----------------	-------

構成員	(法人名)
	(代表者)
	(所在地) 〒
	(電話番号)

印

※法人代表者印は、印鑑証明と同じ印を捺印し、印鑑証明書及び代表者資格証明書も提出してください。

構成員の 連絡担当者	(所属部署)	(担当者名)
	(所在地) 〒	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(電子メールアドレス)	



(様式7)

御園公園跡地有効活用事業提案競技

応 募 辞 退 届

平成17年 月 日

尼崎市長 白 井 文 様

本事業に応募登録しましたが、下記の理由により応募図書の提出を辞退します。

応募者名 (代表法人)	(法人名)
	(代表者) <span style="float: right;">印</span>
	(所在地) 〒
	(電話番号)

辞退理由	
------	--

※法人代表者印は、印鑑証明と同じ印を捺印してください。(印鑑証明書の提出は不要です。)

代表法人の 連絡担当者	(所属部署)	(担当者名)
	(所在地) 〒	
	(電話番号)	(FAX番号)
	(電子メールアドレス)	

